

## 1 用語解説

用語		説明
#	1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定子ども以外のもの(子ども・子育て支援法第19条)
	2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条)
	2次小児救急	県が定めた医療圏域(2次小児救急圏域)ごとに実施している、入院・手術等を必要とする重症小児患者に対する救急医療(1次小児救急:入院・手術等を必要としない比較的軽症な小児患者に対応する救急医療)
	3号認定子ども	満3歳未満の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条)
	3次小児救急	全県で実施している、1次・2次小児救急医療では対応できない特に高度な処置が必要、または重篤な小児患者に対する救急医療
A	ADHD(注意欠陥/多動性障害)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
	LD(学習障害)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態
	NPO	Non Profit Organization の頭文字をとった略語で、営利を目的としない活動を行う民間の組織
	PDCA	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによる継続的な施策・事業の改善
	SDGs	2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択
あ	アウェイ育児	慣れ親しんだ土地から離れたところで子育てをすること。このため、身近に相談できる親族や友人が少なく、地域とのつながりも薄く親の孤立感を深めることにつながりやすい
	イクメン	子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性、または、将来そのような人生を送ろうと考えている男性
	医療的ケア児	日常生活で、たんの吸引や経管栄養などの医療的援助を必要とする子ども
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
	えるぼし認定企業	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良と認定された企業

用語	説明
か	ガラスの天井 組織内で昇進に値する人材が、性別などを理由に低い地位に甘んじることを強いられている不当な状態を、キャリアアップを阻む“見えない天井”になぞらえた比喩表現
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う、内閣府の企業向け助成制度
危険ドラッグ	覚醒剤等の規制薬物や指定薬物に化学構造を似せて作られ、これらと同様の作用を有する物品(これらを含有しないと標榜しながらも実際には含有しているものを含む)
キッズゾーン	保育所、認定こども園等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500メートルを目安として市町村が設定し、交通安全対策を講じるもの
希望出生率	若い世代における、結婚、子供の数に関する希望がかなうとした場合に想定される出生率(国は2020年代に希望出生率1.8を目指す)
キャンパスカウンセラー	高校生やその保護者のカウンセリング、教員への助言・援助を行うために、全県立高等学校等に県が配置したカウンセラー
合計特殊出生率	その年次の15～49歳女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が平均して一生の間に産む子供の数に相当
公定価格	子ども・子育て支援新制度において、認定の区分、施設の所在する地域等を勘案して、教育・保育、地域型保育に通常要する費用として国が定める基準の額
高等教育の無償化	2020年4月から実施する、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在学する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、①授業料等減免制度の創設及び②給付型奨学金の支給の拡充を行う国の制度
50歳時未婚率 (旧:生涯未婚率)	50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合で、生涯独身でいる人の割合を示す指標
子育て安心プラン	遅くとも2020年度末までに全国の待機児童を解消を目指し、国が定めたプラン。あわせて2022年度末には女性就業率80%に対応できる受け皿の確保を目指す
子育て応援協定	子育てと仕事の両立支援や子育て家庭を応援する企業・職域団体等と兵庫県が締結する協定
子ども・子育て関連3法	平成24(2012)年8月に公布された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」及び関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度
こども食堂	経済的な理由等により食事が十分にとれていない貧困家庭等の子どもたちに温かい食事を提供する活動
子どもの貧困	17歳以下の子どもが、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態。具体的には、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調節した所得)の中央値の半分に満たない状況にあること
子どもの冒険ひろば	空き地や公園の一部などで、子どもたちが自らの責任で自由に遊ぶことを原則に、土や木片、水などの自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人が見守る中で、自由な発想で生き生きと遊ぶことができる場所

用語		説明
	婚活	合コンやお見合いパーティーへの参加、結婚相談所や情報サービス会社への登録など、結婚相手を見つけるための積極的な活動
さ	産後うつ	分娩後の数週間、ときに数カ月後まで続く極度の悲しみや、それに伴う心理的障害が起きている状態
	産後ドゥーラ	産後間もない母親に寄り添い、子育てが軌道に乗るまでの期間、日常生活を支える専門家
	仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意	連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県の三者による、①働き方の見直しによる仕事と生活の調和、②地域における子育て支援、③若者の自立支援にかかる「取組の具体化と協議の継続」に関する合意
	児童家庭支援センター	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、こども家庭センター(児童相談所)からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う機関(児童福祉法第44条の2)
	児童虐待	保護者や同居人が、児童に対して、①身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること、②わいせつな行為をすること又はさせること、③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと、④著しい暴言又は拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(児童虐待の防止等に関する法律第2条)
	社会的養護	保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護を行うこと
	周産期医療	妊娠満22週から生後満7日未満までの期間(周産期)において、母体、胎児、新生児の診療を行う医療
	就職氷河期世代	雇用環境が厳しい時期(1993~2004年頃)に就職活動を行った世代
	小1の壁	保育所等に通っていた子どもの小学校入学を機に、保護者の仕事と育児の両立が困難になること
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、①集団行動がとれない、②授業中に座ってられない、③先生の話听不懂など、学校生活になじめない状況が続くこと
	小規模保育事業	主に0~2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で、保育を行う事業
	小児慢性特定疾病	児童等が当該疾病に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるもので、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病
	新・放課後子ども総合プラン	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める国のプラン
	スクールカウンセラー	不登校をはじめとする児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒・保護者の悩みや不安を受け止めて相談に当たるとともに、教職員に対する支援・相談等を行う心の専門家
潜在保育士	保育士資格を持っているが現在、保育士として就労していない人	
ソサエティ5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの	

用語		説明
た	第2子の壁	生活費や教育費に関連した家計の見通しや、仕事等の環境、年齢等を考慮し、第2子以後の出産をためらうこと
	ダブルケア	育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に引き受けること
	団塊ジュニア世代	昭和46(1971)年～昭和49年(1974)年に生まれた第二次ベビーブーム世代。昭和22(1947)年～昭和24(1949)年生まれが第一次ベビーブーム世代で、団塊の世代と呼ばれる
	男性の育児休業の推進	積極的に子育てをしたいという男性の希望を実現するとともに、女性側に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産意欲や継続就業の促進にもつなげる取り組み
	地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を支援するために、市町が地域の実情に応じて実施する、利用者支援、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、子育て支援拠点等の事業(子ども・子育て支援法第59条)
	東京一極集中	政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が東京都区部、あるいは首都圏(東京圏)のなかでも1都3県(東京都を筆頭に神奈川県、埼玉県、千葉県)に集中している状況
	特定教育・保育施設	市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認を行った教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)(子ども・子育て支援法第27条)
	特定地域型保育事業	市町が地域型保育給付費の支給に係る事業として確認を行った家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(子ども・子育て支援法第29条)
な	特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項)
	認定こども園	保育の必要性の有無に関わらず、就学前の全ての子どもを受け入れ、幼児期の教育と保育を一体的に行うとともに地域の子育て支援機能も併せ持つ施設
は	任孕力(にんようりょく)	生物学的な生殖能力の意で、妊娠する力・させる力
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の中心的な役割を果たす機関(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条)
	パタニティハラスメント	育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対する嫌がらせ行為
	働き方改革	少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働き手のニーズの多様化が進む状況の下、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るため、働き手が個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること
	パパクォーター制	育児休業の一定期間を男性に割り当てる制度で、1993年に世界で初めてノルウェーでスタート。その後、北欧を中心に定着してきたもの
	ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリングは、同世代の「仲間(=ピア)」が共感を持って問題の解決に寄り添うことにより、相談者が自己決定できる力を培う相談活動
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭)及び寡婦

用語	説明
兵庫県地域女性団体ネットワーク会議	地域づくり、健康福祉等の様々な分野で活動している女性関係団体がネットワークを組み、子育てや高齢者問題等の地域課題を解決していくための会議
ひょうご仕事と生活センター	「ワーク・ライフ・バランス」の取組を全県的に推進する拠点として、兵庫県が連合兵庫、兵庫県経営者協会との協働の下に設置した機関
ファミリーホーム	里親等の経験がある養育者の住居で、定員5～6名の要保護児童に対し、養育を行う里親型のグループホーム(児童福祉法第6条の3第8項)
フィルタリング	有害サイトアクセス制限サービスの別称で、インターネット上の有害なサイトへのアクセスを制限する機能
不妊退職	仕事をしながら不妊治療をしている女性が、仕事と治療を両立できずに退職すること
ベビーカーマーク	ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表す統一的なマーク
保育教諭	幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園の中心となる職員で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得している者
放課後子ども教室	放課後における子どもの安全で安心な居場所を確保するため、地域の人々の協力を得て、多様な体験活動や交流活動の機会を提供する事業
放課後児童クラブ	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に、学校の余裕教室、児童館等を活用し、安全・安心な遊びや生活の場を提供する事業
保活	保育所の入所選考の際に有利になるよう就労条件を変更したり、入所しやすい保育所の近くに引っ越ししたりするなど、子どもを保育所に入れるために保護者が行う活動
ま マタニティハラスメント	妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや不利益な取扱い
マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするとともに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの
マミートラック	子どもを持つ女性の働き方のひとつで、仕事と子育ての両立はできるものの、昇進・昇格とは縁遠いキャリアコースのこと
や 養育支援ネット	心身の発育・発達過程において支援が必要な児童及び養育上の支援が必要な家庭を早期に把握し、フォローしていくため、医療機関等と市町や健康福祉事務所等の保健行政機関が連携し、支援を行う母子保健医療情報提供システム
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(児童福祉法第6条の3第5項)
幼児教育・保育の無償化	2019年10月から始まった幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、および住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料を無料にする制度
幼児教育類似施設	幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている施設



用語		説明
	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(児童福祉法第6条の3第8項)
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦等を対象に、適切な保護や支援を行うために、情報交換や支援内容等の協議を行うことを目的に、関係機関の参画を得て市町が設置する協議会(児童福祉法第25条の2)
わ	ワーク・ライフ・バランス(WLB)	仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、家庭や地域生活においても、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な働き方を実現し、個々の生活を充実させること
	ワンオペ育児	配偶者の単身赴任など、何らかの理由で1人で仕事、家事、育児の全てをこなさなければならない状態

## 2 兵庫県子ども・子育て会議委員（2020年2月1日時点）

区分	団体名	職・氏名	
学識経験者	甲南女子大学人間科学部【副会長】	教授 伊藤 篤	
	兵庫教育大学大学院学校教育研究科	教授 名須川 知子	
	甲南大学マネジメント創造学部	教授 前田 正子	
	甲南大学文学部【会長】	教授 森 茂起	
知事が必要と認められた者	県議会	兵庫県議会 健康福祉常任委員長 伊藤 傑	
	児童福祉・保育・教育	兵庫県民生委員児童委員連合会	会長 亀田 龍昇
		(公社)兵庫県保育協会	会長 小林 公正
		(一社)兵庫県私立幼稚園協会	顧問 佐伯 聰子
		兵庫県PTA協議会	会長 西家 幸男
		(一社)兵庫県私立幼稚園協会	理事長 濱名 浩
		(一社)兵庫県児童養護連絡協議会	会長 藤本 政則
		(社福)兵庫県社会福祉協議会	会長 吉本 知之
		加東市こども教育課	児童館長 依藤 洋子
	青少年	(公財)兵庫県青少年本部	理事長 梅谷 順子
		兵庫県青少年団体連絡協議会	顧問 速水 順一郎
	子育て支援	子育て支援NPO代表(やんちゃんこ)	代表理事 濱田 英世
		ひょうご子育てコミュニティ	代表幹事 福原 由美子
	保健・医療	兵庫県愛育連合会	会長 臼井 里佳
		(一社)兵庫県医師会	常任理事 杉原 加壽子
		(公社)兵庫県看護協会	会長 成田 康子
		兵庫県いずみ会	会長 登里 倭江
	地域等	兵庫県連合婦人会	会長 北野 美智子
		兵庫県連合自治会	会長 原 孝
	企業	兵庫県商工会議所連合会	会頭 家次 恒
		兵庫県商工会女性部連合会	会長 坂本 ひとみ
	経営・労働	兵庫県経営者協会	専務理事 林 直樹
		日本労働組合総連合会兵庫県連合会	会長 福永 明
	報道	(株)神戸新聞社編集局	局長 西海 恵都子
	公募	公募	出射 朱美
		公募	尾崎 元英
		公募	繁森 栄美
	市町代表	兵庫県市長会	西村 和平
		兵庫県町村会	清水 ひろ子

※並びは区分ごとに五十音順（敬称略）、計33名（男性16名、女性17名）

